

# 令和元年(2019年)10月から幼児教育・保育の無償化を実施しています

## 保育所・認定こども園（保育利用）

### ○3～5歳児



すべての子どもの保育料が無料

### ○0～2歳児



市民税非課税世帯のみ保育料が無料

- ※ 年齢は4月1日時点で計算します。6歳になっても、その年度の3月末までは対象となります。
- ※ 延長保育は、自己負担となります。
- ※ 和歌山市の独自施策として、上記に加え、同一世帯内の第3子以後のすべての子どもの保育料が無料になります（和歌山県の紀州っ子いっぱいサポートを活用）。

## 幼稚園・認定こども園（幼稚園利用）

### ○3～5歳児

すべての子どもの保育料が無料



- ※ 年齢は4月1日時点で計算します。6歳になっても、その年度の3月末までは対象となります。
- ※ 満3歳の誕生日後、年度途中に入園した場合も対象となります。いわゆるプレ保育は対象外です。
- ※ 月途中に入園した場合、自己負担が発生する場合があります。

## 預かり保育について

幼稚園終了後に、預かり保育を利用した場合、月額 11,300 円（満3歳クラスは月額 16,300 円）を上限に、預かり保育の利用料を払い戻します。

- ※ 月額上限とは別に、預かり保育の利用日1日あたりの上限額が450円となります。
- ※ 保育の必要性があると認定を受ける必要があります。
- ※ 満3歳クラスの場合、保育の必要性の認定に加え、住民税非課税世帯である必要があります。

## 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業

### ○3～5歳児



月額 37,000 円を上限に、  
保育料を払い戻します。

### ○0～2歳児



月額 42,000 円を上限に、  
保育料を払い戻します。

- ※ 年齢は4月1日時点で計算します。6歳になっても、その年度の3月末までは対象となります。
- ※ 保育の必要性があると認定を受ける必要があります。
- ※ 0～2歳児は、保育の必要性の認定に加え、住民税非課税世帯である必要があります。
- ※ 保育所・認定こども園・幼稚園を利用している場合、認可外保育施設の利用は無償化の対象になりません（預かり保育の提供日数が少ない幼稚園は一部対象となる場合があります）。

## 給食費等

給食などの実費徴収は無償化の対象になりません。  
低所得世帯等への負担軽減等として、給食の副食費について、  
免除（助成）があります。主食費はご家庭の負担となります。



副食費は、おか  
ずの材料費の  
ことです。

### ○対象者

保育所・認定こども園・幼稚園に通う ・年収360万円未満相当世帯  
・第3子以降 の子ども

- ※幼稚園利用の場合、小学校3年生修了前の年長の子を第1子として何子目かをカウントします。
- ※施設によって免除（助成）等の方法が異なります。
- ※認可外保育施設等は給食費の免除（助成）はありません。

## その他

### 障害児通園施設等

- 障害児通園施設等を利用する3～5歳の子ども利用料が無償化されています。  
幼稚園、保育所、認定こども園等と併用する場合も無償化の対象となります。
- ※ 障害児通園施設等・・・児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業所、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設
  - ※ 年齢は4月1日時点で計算します。6歳になっても、その年度の3月末までは対象となります。
  - ※ 障害児通園施設等の無償化に関する詳細は、障害者支援課にお問い合わせください。

### 企業主導型保育事業

#### 〇3～5歳児



標準的な利用料が無償化されます。

#### 〇0～2歳児



標準的な利用料が無償化されます。

- ※ 企業主導型保育事業とは、会社が従業員のために設置する保育施設（認可外保育施設）のうち、国が定める基準を満たしていると認められ、国から運営費等の助成を受けている施設のことです。
- ※ 年齢は4月1日時点で計算します。6歳になっても、その年度の3月末までは対象となります。
- ※ 0～2歳児は、住民税非課税世帯である必要があります。
- ※ 企業主導型保育事業の無償化に関する詳細は、各事業実施施設にお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

和歌山市こども未来部保育こども園課 TEL：073-435-1064